

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

7 第一〇二回国会における労働関係法案

1 労働者派遣事業法の制定

第一〇二回国会においては、前会期から継続審議となっていた、電電公社の民営化にともなう労働法付則の一部改正が(一九八四・一二・一〇)成立したほか、広く社会的注目をひいた男女雇用機会均等法が成立した。また、労働者派遣事業法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案」と同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)が、両院で修正可決された。職業訓練法の一部改正法案も成立した。前会期で廃案となった、職業安定法の一部改正法案(地方事務官の廃止等)は再び廃案となった。

1 労働者派遣事業法の制定

制定の経過

本年鑑一九八五年版で「労働者派遣事業の拡大と制度化」について特集し、立法化に向けた動きと運動にかんしても紹介した。国会内外で論争の多かった労働者派遣事業法は、結局、一九八五年六月二日成立した。法案成立に至る主な経過はつぎのとおりである。

一九八〇年四月「労働力需給システム研究会」の提言。  
八四年二月「労働者派遣事業問題調査会」報告書。

八四年一〇月一八日 中央職業安定審議会の「労働者派遣事業等小委員会」(座長・高梨昌信州大学教授)の「労働者派遣事業の立法化の構想(試案)」公表される(本年鑑一九八五年版六八～八九ページ参照)。

一〇月一八日 労働基準法研究会第一部会(労働契約関係)「派遣・出向等複雑な労働関係に対する労働基準法等の適用について」

労働者派遣事業については、基本的に派遣元に労働基準法上の責任を負わせるが、派遣先が指揮命令権の行使を派遣先から委任されていることにより、作業実施に関連する事柄については、派遣元にも責任を負わせる考え方を示した。

一一月一七日 労働者派遣事業等小委員会報告「労働者派遣事業問題についての立法化の構想」

審議会レベルにおける立法化審議の結論である。成立した法律の基本的考え方と具体的規制の内容を示した。すなわち、労働者派遣事業を新たな「労働力需給システム」とみなし、派遣先、派遣元の責任関係を明らかにし、必要な規定により、派遣労働者を保護しようとしている(全文については、『ジュリスト』八三一号参照)。

八五年一月一六日 労働省、「労働者派遣事業の制度化に関する法的措置についての考え方」を中央職業安定審議会に提出。

二月五日 労働大臣「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(仮称)案要綱」および「同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(仮称)案要綱」について中央職業安定審議会に諮問(『ジュリスト』に掲載)。

二月一五日 中央職業安定審議会、右諮問をおおむね可とする答申。

この答申において、法律施行後三年程度の適当な時期における見直し、労働者供給事業禁止の原則の堅持、雇用慣行との調和をはかることが必要であるとし、具体的には(1)派遣労働者による常用労働者の代替をさける、(2)派遣業者の報告により実情を把握して派遣労働者の福祉の向上をはかる、(3)特定企業への派遣または海外への派遣では弊害除去に努める、(4)社会、労働保険の適用促進、(5)労働者派遣事業が、需給システムの一環として機能し単なる企業内の労働力調整策とならないようにすること、などの立法上および運用上の指針を示した。

この答申後、作成された法案およびその要綱には審議会の意見は相当反映されたが、反映されなかった部分もあり、国会審議の過程で復活している。

三月一五日 政府案閣議決定。

三月一九日 政府案国会に提出(提案理由説明の主要部分は別掲した)。

五月一四日 衆議院社会労働委員会で修正可決。

五月一七日 同本会議で可決(自民・公明・民社三党が賛成)。

修正点は、(1)労働者派遣事業の許可申請と届出書に、料金などを記載させること、(2)海外派遣の場合の手続きの厳格化、(3)新たに派遣の対象とするときは、労働協約などに定められていても個人の同意を得ること、(4)三年後検討、ほか一項目である。

五月二九日 参議院社会労働委員会公聴会労働側参考人が対立する意見を表明した。

六月六日 参議院社会労働委員会で修正可決。

六月七日 同本会議で可決(前記三党が賛成)。

修正点としては、(1)常用労働者との代替をさけるため、労働大臣が派遣の期間を定め得ることとした。(2)派遣先における派遣労働者の苦情の迅速な処理のための措置を規定した。

六月一一日 衆議院本会議で可決成立。

## 法案の要旨

政府案の提案理由説明中の内容の概要はつぎのとおりである。

【「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案」提案理由説明(一部)】

第一は、この法律は、労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定と福祉の増進に資することを目的といたしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置であります。

その一として、労働者派遣事業を常用雇用労働者のみで行う特定労働者派遣事業といわゆる登録型等で労働者を派遣する一般労働者派遣事業に区分し、前者については届出制、後者については許可制によることといたしております。

その二として、労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知

識、技術、経験を必要とする業務及び特別の雇用管理を必要とする業務のうち中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限って行うことができることといたしております。

その三として、労働者派遣事業を行う者についての欠格事由等を定め、事業停止命令等の措置を講ずることといたしております。

第三は、派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置であります。

その一として、労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業条件を定めることとともに、正当な組合活動を行ったこと等を理由とする労働者派遣契約の解除を禁ずること等の措置を講ずることといたしております。

その二として、派遣元事業主に、派遣労働者の就業機会や教育訓練の機会の確保等のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明示等適正な雇用管理を行わせることといたしております。

その三として、派遣先に、派遣労働者についての苦情の的確な処理等の努力を行わせるため、派遣先責任者を選任させる等適正な就業管理を行わせることといたしております。

その四として、労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、派遣労働者については、基本的には派遣元の事業主が使用者としての責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理、労働者の安全衛生の確保等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることといたしております。

その他この法律を施行するために必要な指導、改善命令、立入検査、報告の徴収等の権限及び罰則規定等を定めることといたしております。

次に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました(法律案)の成立、施行に伴って必要とされる関係法律の整備のための規定及び経過措置を定めるほか、これに併せて、最近の経済社会情勢の変化に対処して、民間の職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が効果的に発揮されるよう現行機能の簡素化、合理化等の改正を行うことといたしております。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始